様式第３号（第６条関係）

**障害者控除対象者認定却下通知書**

第　　号

　　年　月　日

　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　印

下記の者は、　　年　　月　　日付けで申請のありました所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１０条及び地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第７条又は第７条の１５の７に定める障害者控除対象者に該当しないため、認定申請を却下したので通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 住　所 |  | 性　別 | 男・女 |
| 氏　名 |  | 生年月日 | 明治・大正・昭和  　年　月　日 |

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して３月以内に町長に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、町を被告として（訴訟においては町を代表する場合は、町長となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。